第1回 おいらせ町総合教育会議 議事録

ВΗ					·)									-	,	χ J							
用	催年月日	1 ,	平成 2	27 年	- 8	月	Ъ	口	()	火)	1												
開	催場が	r ‡	さいら	っせ	町名	步場	本	庁	舎	2	階	庁	議	室									
開	会	<u> </u>	下後:	3 時						閉:	会				午	後	3	時	4	5 :	分		
出	席 者	ŕ	職	名				氏	名					職	名					氏	名		
		田	丁		長	三	村		正	太	郎												
		孝	数 育 才	長員	長	加	藤		正	志			職	務	代	理		西	舘		あ	V	子
		孝	数 育	委	員	小	向		陸	子			教	育	委	員		松	林		正	幸	
		孝	数 育	Ĭ	長	福	津	,	康	隆													
事	務局	j	(総務	落 課)																		
		章	果		長	田	中		富	栄			課	長	補	佐		成	田		光	寿	
		糸	総 括	主	査	馬	場	;	靖	之													
			(学彩	芳課)																		
		章	果		長	泉	Щ	;	裕	_			課	長	補	佐		松	Щ		公	士	
			(社会	: 教	育 •	体	育	課)								•						
		章	果		長	北	向	,	勝				課	長	補	佐		柏	崎		和	紀	
次	第	- -	1	引 会																			
		4	2	丁長	あし	、さ	つ																
				出	席者	音の	自	己	紹	介													
		;	3 請	& 事																			
			(1)	お	V) È	っせ	町	総	合	教	育	会	議	設	置	要	綱	案	に	つ	<i>۱</i> را	て	
			(2)	お	V) È	っせ	町	総	合	教	育	会	議	傍	聴	人!	要	綱	案	に	つ	V	
			~																				
			(3)	お	いら	っせ	町	教	育	大	綱	の	策	定	に	つし	γ \	て					
		4	4 意	意見	交換	Ą																	
		Ę	5	月会																			

			会 議 記 録
発	言	者	発 言 要 旨
			(修礼)
事	務	局	ただいまから、第1回おいらせ町総合教育会議
			を開催いたします。開会にあたりまして町長か
			らご挨拶をいただきます。
			○町長あいさつ
町		長	猛暑の中、お集まりいただきましてありがとう
			ございます。総合教育会議ですが、新聞報道等
			でご存知のように、各市町村で開催されていま
			す。今年度すでに開催したところ、開催予定の
			ところ、来年度に開催を予定しているところな
			ど様々ですが、おいらせ町としては本日開催す
			ることといたしました。この会議は、首長と教
			育委員会が協議・調整を行うということで、昨
			年の法律改正によって決まったことでありま
			して、国は国なりの考えのもとに設置を決めた
			わけですが、町の教育行政の施策等について、
			みなさんと協議しながら、いじめのない教育を
			目指しながらも、いざそのような事態が発生し
			たときは、迅速な対応をして、その責任を果た
			していくといったようなことが求められてい
			るのだろうと思います。
			今日3つの案件を用意していますが、委員のみ
			なさんにはわからない点があると思います。事
			務局からの説明を受けながら、理解していきた

いと思います。本日はよろしくお願いいたしま す。

事 務 局

本日は初会合ですので、出席者のみなさんから自己紹介をしていただきながら進めていきたいと思います。会議資料の表紙の裏に名簿を掲載しています。町長は先ほどご挨拶いたしまいたので、加藤委員長から順番に自己紹介をお願いします。

出 席 者 〇自己紹介

事 務 局 〇議事

それでは議事に入ります。

議事の進行は町長におねがいします。

町 長 まずは、「おいらせ町総合教育会議設置要綱案 について」事務局からの説明を求めます。

議事 1

おいらせ町総合教育会議設置要綱案について

事務局 設置要綱案に入る前におさらいとして、参考資料1「文部科学省パンフレット」の内容について説明。

総合教育会議設置要綱案について要綱案を説明。

町	長	事務局から説明がありました。何かご意見、ご
		質問はありませんか?
委	員	(なし)
町	長	本案についてご異議はありませんか。
委	員	(なし)
町	長	異議なしと認めます。よって本案は承認されました。
		。 続きまして、「おいらせ町総合教育会議傍聴人
		要綱案について」事務局からの説明を求めま
		す。
		議事 2
		おいらせ町総合教育会議傍聴人要綱について
事 務	局	会議は原則公開ということで、傍聴する方が来
		た際に一定のルールを守ってもらう必要があ
		るので、「おいらせ町教育委員会傍聴人規則」
		を参考として作成しました。
		要綱案を説明。
町	長	ただいま事務局から説明がありました。ご意
		見、ご質問はありませんか。
		(質疑)

小 向 委 員

傍聴人の人数の制限を考えなくてもよろしい のでしょうか。

事 務 局

要綱第2条に、傍聴の制限及び禁止が規定されており、「傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。」とあります。例えば、この庁議室の場合に、20人も傍聴人が来たとしたら満杯になってしまいますので、この規定により制限できることになります。

町長はかに、ご意見、ご質問はありませんか。

委 員 (なし)

町長異議はありませんか。

委 員 (なし)

町 長 異議なしと認めます。よって本案は承認されま した。

> 次に、「おいらせ町教育大綱の策定について」 事務局からの説明を求めます。

議事 3

おいらせ町教育大綱の策定について

事務局県内の大綱策定状況ですが、会議を開き、すでに策定していた教育振興基本計画をそのまま

大綱として置き換えて承認され、ホームページ にもアップされているところがあります。

野辺地町と階上町でも教育振興基本計画をすでに策定しておりましたので、それを大綱に置き換えています。

当町は、中長期的な計画を策定していない状況です。

教育振興基本計画は、全国的には全市区町村に おいて 6 割は作成しています。必ずではなく努 力義務となっております。

既に策定している計画として、町の最上位計画である参考資料3「第1次おいらせ町総合計画後期基本計画」があります。「学校教育」、「社会教育」、「芸術・文化」、「文化財」、「スポーツ」振興のための取り組み事項として掲載して掲載しております。それと教育委員会で毎年第定している、参考資料4「おいらせ町の教育」に掲載している基本方針、重点施策などを組み合わせながら、大綱として策定していきたいと思っております。

作り方も市町村によってまちまちで、1ページ しかないものから数十ページもあるものまで あります。

おいらせ町の大綱はどのように策定すべきか を検討し、事務局で素案を作って、次回の会議 に提案したいと考えております。

町長「ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

加藤委員長

次回の会議はいつごろになりますか。

事 務 局

大綱をまとめるのには、それほど時間がかからないと思いますので、町長と教育委員のみなさんの日程がよければ、10月とか11月とか、町の行事があまりない時期に、今年度中のなるべく早い時期に会議を開きたいと思っています。その前に、委員のみなさんに事前に配布して見てもらったうえで、会議を開催したいと考えております。

加藤委員長

提案ですが、教育委員会では、これまでも「まちづくり基本方針」とか「教育方針」などに沿って、教育行政を進めてきました。

大綱についての考え方として、ある程度の枠を 決めて、変更があればその都度付け加えていく ようにするのか、中長期的な大枠を決めて、そ れに沿っていくのか、考え方を整理してはどう かと思います。

大綱は教育の憲法にあたるかと思います。そういうふうに考えますと、最初はある程度の枠で作っておいて、後で修正を加えていけるような柔軟性を持たせたほうがいいのかなと考えています。事務局や委員のみなさんの意見も聞きたいと思います。

町 長

まず、事務局から

事 務 局

大綱は、町長と教育委員がきちんと議論して作り上げていくもので、簡単に作ればいいというものではありません。いろいろな意見を踏まえて慎重に作るということも必要かなと思っております。

町 長

教育委員のみなさん、いかがですか

西舘委員

大綱のイメージが浮かばない。どのような形で 進めていきたいと思っているのですか。 例え ば、図案化されたものになるのか、文章化され たものになるのか、どっちなのでしょう。

事 務 局

参考資料 4 の 5 ページのような表形式にはなりません。何本かの柱となる目標や方針があって、説明文が付くようなイメージです。

西舘委員

それなら、事務局が作った案をみんなで見て、 少しずつ手直ししていくような形で作ってい くようにしたほうがよいと思います。

事 務 局

当町には、教育振興基本計画のようなものはないのですが、町総合計画の中に教育に関する項目があって、施策7から施策13まで定められています。この基本方針から逸脱した計画を作るわけにはいきません。

西舘委員

大綱は、町総合計画とは別な枠組みで作られる

ものなのですか。

教 育 長

私のイメージとしては、町の教育の計画とおいらせ町の教育の基本方針をミックスしたような形かなと思います。学校教育、社会教育、スポーツ振興などを含め、町の計画から逸脱しないような目標を設定しまとめていくようなイメージです。

大綱の期間が 4~5年ということなので、定期的に見直して修正を加えていけばよいのではないかと思います。

事 務 局

大綱については、法律でも細かな規定はありません。今お手元に配布した資料のように、1枚のところもありますし、20ページもある針ののもあります。当町の場合は、大まかな方針を行っていったらどうなのかなと思います。このほかに町長が考える方針のようなとのを付け加えるなど、現在あるものを活用して作っていったほうがよいと思います。

ざっくばらんなものにするのか、具体的な施策 まで載せてボリュームを持たせるのか、これか ら事務局及び教育委員会で協議していきたい と思います。

町 長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。 無いようなので、大綱についての質疑応答を終 了します。

次に、意見交換に入りたいと思います。何かあ りますか。

逆にお聞きしたいのですが、いじめなどの問題はありますか。

意見交換

教 育 長

子どもの問題行動の陰には家庭の問題が関係している。子どもを指導していく場合には保護者の教育も必要になってくるのですが、なかなか協力が得られない場合があります。そういとがらやっていかないと、子どもの問題行動等根本的な解決になりません。町の関係課ともしたいと思います。よろしくお願いします。よろしくお願いします。

町 長

教育委員会と町の関係課が気軽に声を掛け合 えるような関係にならないといけませんね。 あと、ありませんか

加藤委員長

総合教育会議が、実効性のある会議となり、何かあったときは迅速に対応できるようになってもらいたい。

小 向 委 員

問題のある子どもは、家庭環境などにも問題を 抱えています。声に出さない部分で何か問題を 聞き出せるかなと思って、なるべくこどもたち に声をかけるようにしている。周りの人達が目をかけてアドバイスしてあげるなど心がけていかなければいけないなと思います。

西舘委員

いじめの問題はないわけではない。早い段階での応急処置が大事だなと感じています。給食費の未納問題は、親の経済力だけでなく意識の問題もあります。どうしたら意識を変えられるか、みんなで気にしていかなければならないと思います。

町 長

これですべての議題審議を終了しました。これで会議を閉じます。